

# 国保だより

平成25年9月1日発行  
平成25年 第4号  
保険医療助成課  
☎229-3160 ☒229-5001

## 10月1日から 国民健康保険被保険者証が変わります

現在使っている国民健康保険被保険者証(以下、保険証という)の有効期限は、9月30日です。10月1日からは新しい保険証を窓口で提示してください。

新しい保険証は、9月中旬に国民健康保険被保険者のいる世帯主宛てに、簡易書留郵便で郵送されます。1通の封筒につき3枚までの保険証を入れています。被保険者が4人以上の場合は、複数の封筒で送付しますので、ご注意ください。

旧保険証は、10月1日以降に保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)、各出張所に返却するか、各自で処分してください。処分する場合は、有効期限を確認の上、住所・氏名などが分からないように裁断するなど、十分注意してください。

なお、後期高齢者医療制度加入などに伴い、有効期限が9月30日ではない場合があります。その場合は、有効期限までに新しい医療制度適用後の被保険者証が届きます。



新しい保険証

## こんなときは手続きが必要です

### 他の健康保険(社会保険など)に加入したとき

津市国民健康保険の資格喪失手続きが必要になります。

**手続きに必要なもの**▶新しい健康保険証、津市国民健康保険の保険証、印鑑

### 保険証を破損や紛失したとき

破損や紛失をして保険証が使えなくなったときは、すぐに保険医療助成課または各総合支所市民

福祉課(市民課)、各出張所に届け出て、再交付を受けてください。

**再交付に必要なもの**▶身分証明書(運転免許証など)、印鑑

## 交通事故などで国民健康保険を使いたいとき

交通事故や暴力行為などで、第三者(自分以外の人)の行為によるけがの治療に国民健康保険を使う場合は、保険者(市)への届け出が義務付けられています。本来は、加害者が医療費の全額を負担しますが、国民健康保険を使う場合は、国民健康保険が加害者に代わって一時的に医療費を立て替えて支払い、後で加害者へ請求することになりますので、必ず事前に市へ連絡し、必要書類を提出してください。

自損事故の場合でも、国民健康保険を使うためには届け出が必要になります。ただし、飲酒運転や無免許運転など悪質な法令違反の場合、給付対象にはなりません。

## 特定健康診査

### 特定健康診査の受診を

#### ■今年も7月から実施

国民健康保険に加入している40~74歳の人を対象に、特定健康診査を実施しています。

特定健康診査を受けるには受診券が必要で、対象になる人に送付されます。6月中旬から7月に新たに津市国民健康保険に加入した人には9月上旬に、8月に加入した人には10月上旬に受診券が届きます。

特定健康診査の詳細な内容は、受診券に同封された案内をご覧ください。

#### ■電話での受診の呼び掛けにご理解を

特定健康診査をより多くの人に受診してもらうために、昨年度、受診率の低い40~59歳の人に、電話で受診を呼び掛けました。



今年は年代を拡大し、40~64歳の人に、9月下旬から10月上旬にかけて、津市が委託する事業者が電話で受診を呼び掛けます。